

証券コード 4767
2025年9月10日
(電子提供措置の開始日 2025年9月3日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル
株 式 会 社 テ ー ・ オ ー ・ ダ ブ リ ュ ー
代表取締役社長 村 津 憲 一

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第49期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

なお、当社では2026年9月開催予定の定時株主総会より、従来ご送付していた「招集ご通知」を簡略化して郵送する予定です。

当社ウェブサイト
<https://tow.co.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「テー・オー・ダブリュー」又は「コード」に当社証券コード「4767」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

当日のご出席は、事前参加申込制としておりますので、ご出席の方は事前申込をお願い申し上げます。なお、ご入場の際に事前申込が確認できない株主様はご入場いただけない場合がありますのであらかじめご了承ください。

当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年9月24日(水曜日)午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、本年度も「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を実施いたします。具体的な内容につきましては、5頁から7頁をご確認ください。

敬 具

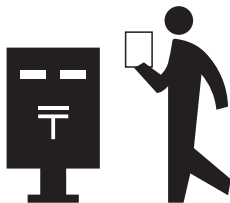
記

1. 日 時 2025年9月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル3F
当社会議室
3. 目的事項
報告事項 1. 第49期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第49期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。
- ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表

■ 議決権行使に関するご案内



書面により議決権を行使される株主様へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

【2025年9月24日（水曜日）午後6時30分到着分まで有効】



インターネットにより議決権を行使される株主様へ

議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。
(4頁をご参照ください)

【2025年9月24日（水曜日）午後6時30分受付分まで有効】



当日ご出席される株主様へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
なお、当日のご出席は、事前参加申込制としております。

1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
2. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認のうえ、パソコン、スマートフォン又はタブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従いご行使くださいますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



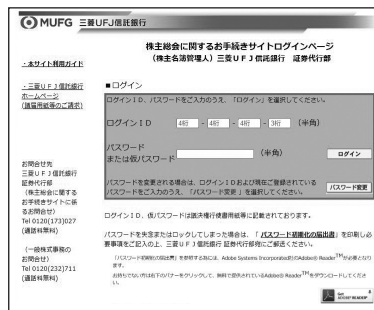
- 2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

ログインID・パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイトへアクセス
<https://evote.tr.mufg.jp/>



- 2 ログイン



議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

以上

本株主総会におきましては、前記でご説明申しあげました対応及び運営をさせていただきます。株主の皆様におかれましては必ずご一読のうえ、ご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

【株主様へのお願い】

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日の様様をご自宅等でご覧いただけるよう、「株主総会オンラインサイト」を使用して以下のとおりライブ配信を行います。

1. 株主総会ライブ配信のご案内

当日の会場撮影は、ご来場株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご来場株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

配信日時

2025年9月25日（木曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

※天変地異や機材トラブルにより、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。

配信の可否、状況等につきましては、随時当社HPによりご案内させていただきます。

2. 事前参加申込の受付についてのご案内

本株主総会ではご来場を希望される株主様には事前参加申込をお願いしております。会場での参加をご希望される株主様は、以下の内容と「3. 株主総会オンラインサイトのアクセス方法」に記載の受付方法をご確認のうえ、事前の参加申込手続きをお願い申し上げます。

受付期間

本招集通知到着時から2025年9月19日（金曜日）午後6時30分まで

当日のご来場について

本株主総会の会場の受付にてご本人様確認をさせていただきます。議決権行使書をお持ちください。

ご注意事項

本株主総会の会場でご参加いただく場合、事前参加申込が必要となります。事前参加申込をされていない株主様及びお申込が確認できない株主様は本株主総会会場にお越しいただいてもご入場いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3. 株主総会オンラインサイトのアクセス方法

①ログイン方法

●QRコードの読み取りによるログイン

同封の議決権行使書裏面にあるQRコードを読み取ってアクセスしてください。

ログインIDとパスワードの入力をすることなく、オンラインサイトにアクセスすることができます。

●個別のログインID・パスワードによるログイン

URL：<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>にアクセスしてください。

・同封の議決権行使書裏面に記載されているログインIDとパスワードを入力してください。

・利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックしてください。

・「ログイン」ボタンをクリックしてください。

※議決権行使書をご郵送の際は、ログインIDとパスワードが記載されたご案内票を必ず切り取り、お手元にお控えください。

②ログイン後の操作方法

●ご来場を希望される株主様の事前登録

・ログイン後の画面に表示されている「事前参加申込」ボタンをクリックしてください。

・必要事項を入力し利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。

・ご入力内容等をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

●当日ライブ配信でご覧いただく場合

・ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。

※当日ライブ視聴ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

・当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。

・当日ライブ視聴ページが表示されます。

※本サイトの公開期間は、本招集通知到着時から2025年9月25日（木曜日）午前11時30分までです。

公開期間外は、株主様認証画面（ログイン画面）は表示されるものの、ログイン後のページにアクセスすることはできません。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

4. インターネット参加にかかるご留意事項

- ・インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- ・議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネットによる議決権行使、又は委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願いいたします。
- ・インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・SNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。
- ・同封の議決権行使書を紛失された場合、以下のお問い合わせ先にて、再発行が可能です。
- ・ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

【推奨環境】

URL (<https://www.tr.mufg.jp/daikou/pdf/faq.pdf>) に掲載する資料の最終頁に記載しております。

お問い合わせ窓口：①オンラインサイト、ID・パスワードに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-676-808 (通話料無料)

※土日祝日等を除く平日午前9時～午後5時

ただし、株主総会当日は午前9時～株主総会終了まで

②当日のライブ配信に関するお問い合わせ

株式会社ブイキューブ

03-4335-8055

※株主総会当日午前9時～株主総会終了までのお問い合わせ受付となります。

事業報告

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

I 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、物価上昇等の影響があるものの、インバウンド需要の回復や雇用・所得環境が改善する一方で、金融面・地政学面・交易条件等の世界的な変動影響が懸念される等、先行き不透明な状況が継続しております。

当社グループを取り巻く事業環境については、イベント等のリアルな体験への需要や広告におけるプロモーション市場の堅調さを継続していることに加え、大阪・関西万博も寄与し、当社の主力事業であるイベント領域においては、リアル体験を通じた広告・広報業務が堅調に推移しました。

セグメントの経営成績につきましては、セグメント情報を記載していないため、カテゴリ別で記載しております。

なお、ビジネス環境及び当社の業務内容の変化に伴い、従来のカテゴリの見直しを行いました。前連結会計年度との比較・分析は見直し後のカテゴリに基づいて記載しております。生活者と社会が急速にデジタルシフトするなか、リアルとデジタルの融合が加速しており、また企業マーケティングにおいても成果の最大化を追求するために、リアルとデジタルによる統合プロモーションが求められるケースが増加していることを背景に、当社の強みであるリアルとデジタルを統合した体験デザインの強化に向けて変更するものです。変更後のカテゴリは「リアルイベント」「ハイブリッドイベント」「統合プロモーション」及び「その他」といたしました。

当連結会計年度におけるカテゴリごとの売上高は次のとおりであります。

①リアルイベント

飲料や嗜好品の街頭プロモーションのほか、ビジネスカンファレンスや官公庁・団体の大型案件などリアル体験への需要が継続、大阪・関西万博関連業務も寄与し、売上高は112億47百万円（前連結会計年度比3.6%増）となりました。

②ハイブリッドイベント

情報通信関連、ゲームやIPコンテンツ等の案件が伸長し、売上高は22億32百万円（前連結会計年度比2.3%増）となりました。

③統合プロモーション

グループ連携で映像業務が増加するも大阪・関西万博へのリソース影響もあり、前年比ほぼ横ばいで着地し、売上高は41億79百万円（前連結会計年度比1.3%減）となりました。

④その他

官公庁・団体からの事務局業務の減少により、売上高は1億23百万円（前連結会計年度比45.3%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は177億82百万円（前連結会計年度比1.6%増）、営業利益は21億52百万円（同7.3%増）、経常利益は21億94百万円（同6.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7月15日に公表した労働制度運用に関する是正措置対応に伴い、特別損失5億80百万円を計上し、11億32百万円（同19.5%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の実施額は44百万円で、その内訳は次のとおりであります。

投資区分	金額
レイアウト変更工事	30百万円
IP電話	7
パソコン	6
合計	44

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 46 期 (2022年6月期)	第 47 期 (2023年6月期)	第 48 期 (2024年6月期)	第 49 期 (当連結会計年度) (2025年6月期)
売 上 高 (百万円)	11,134	11,774	17,503	17,782
経 常 利 益 (百万円)	924	1,178	2,058	2,194
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	598	355	1,405	1,132
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	13.22	8.61	34.71	27.72
総 資 産 (百万円)	13,764	11,194	14,085	14,219
純 資 産 (百万円)	10,544	8,427	9,302	9,892
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	231.21	208.86	228.76	241.07

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況 (2025年6月30日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 ティー・ツー・クリエイティブ	100,000千円	100.0%	イベントの制作・運営・演出
株式会社 モット	10,000千円	100.0%	TVCM・WEB動画の企画・制作
Q e t i c 株式会社	39,500千円	100.0%	デジタルコンテンツの企画制作・運用

- (注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
2. Qetic株式会社は2025年1月15日に株式を取得し、子会社といたしました。
3. 株式会社いろいろは2025年4月15日をもって解散し、2025年6月25日に清算終了しております。

(6) 持分法適用会社の状況 (2025年6月30日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 エスピー・リング東京	50,000千円	20.1%	イベントの制作・運営

(7) 対処すべき課題

2025年6月期は、通期を通してイベント等のリアルな体験への需要や広告におけるプロモーション市場の堅調さを継続していることに加え、大阪・関西万博も寄与し、当社の主力事業であるイベント領域においては、リアル体験を通じた広告・広報業務が堅調に推移しました。

2026年6月期においては、物価上昇等の影響があるものの、インバウンド需要の回復や雇用・所得環境が改善する一方で、金融面・地政学面・交易条件等の世界的な変動影響が懸念される等、先行き不透明な状況が継続しております。

このような事業環境の中、当社グループは、持続的な成長及びパーパスの実現に向けて、体験デザインの進化による事業成長と、人的資本をはじめとした基盤強化によってサステナビリティ経営を推進してまいります。

特に、基盤強化においては、2025年6月期に発覚した労働制度運用の不備を機に、ガバナンス体制の再構築を進めております。

事業成長について

成長戦略として掲げる、「クライアントの拡張」と「領域の拡張」による事業拡大を推進してまいりました。今後も、体験価値を軸としたマーケティングに対する期待を背景に、既存取引先に加えて新規取引先の開発を強化し、受注先の拡大を進めてまいります。また、生活者や社会のデジタルシフトが急速に進み、リアルとデジタルの融合が加速している中、企業マーケティングにおいても成果の最大化を追求するために、リアルとデジタルを統合したイベント・プロモーションが求められるケースが増加しております。今後も、当社グループのリアルとデジタルを統合する強みを活かして事業領域の拡大を実践し、体験デザインの一層の進化を図ってまいります。なお、収益面においては、高付加価値の提供によるフィー型業務及びグループ

内製化を継続して推進してまいりましたが、2026年6月期は、高い収益力の維持向上の上、基盤強化に向けて戦略的な費用投下を進め、中長期的な成長を目指してまいります。

基盤強化について

当社グループのサステナビリティ方針である「社員一人一人が創り出す体験を通じて企業課題・社会課題に向き合い、持続的に成長する会社へ」に基づき、人的資本経営を中心とする取り組みを推進しておりますが、2025年6月期に発覚した労働制度運用に関する不備を機に、組織全体の運営体制や風土を見直す必要性を改めて認識し、ガバナンス体制の再構築を進めております。

2026年6月期においては、以下のとおり基盤強化を推進し、今後の持続的な成長を目指してまいります。

1. ガバナンス体制の強化と意識改革の推進

経営及び組織運営におけるガバナンス体制の強化と企業倫理の浸透を図るため、代表取締役副社長チーフガバナンスオフィサー兼グループCHROを新たに設置し、制度運用及び体制の明確化を行います。また、経営陣及び管理職層に対するガバナンス・コンプライアンスに関する研修を強化し、倫理意識の向上に取り組みます。併せて、コンプライアンス行動規範の再構築と社内浸透、意識改革の推進をすることで、実効性ある企業統治の確立を目指しています。

2. 外部視点を活用した監査・診断体制の構築

制度設計及び運用状況の検証のため、外部専門家と連携した運用の実態調査及び制度の再設計を実施しております。併せて、内部監査及び外部監査の体制を整備・再構築するとともに、モニタリング体制の強化を行い、継続的なチェック機能の向上を図ってまいります。

3. 労働制度の適正化と制度設計の見直し

現場における運用実態及び法令要件に即した労働制度の再設計を進めております。外部専門家の助言を積極的に取り入れながら、法令適合性と運用が整合した制度の導入を推進してまいります。

4. 担当部門の実務運用体制の強化

労務及び制度運用に関わる専門性の向上と業務対応体制の強化を図るため、外部人材の登用及び人員体制の拡充を進めてまいります。また、実務担当者への研修を通じたスキルアップと、業務効率化の取り組みにより、実務対応力の量と質の向上に努めてまいります。

これらの基盤強化に向けた構造的投資により、コーポレートガバナンス体制の強化とあわせて、「働く環境」の再構築も重要な経営課題として位置づけ、取り組みを進めてまいります。

労働環境改革では、法令遵守や働き方に関する制度の見直しに加え、社員一人ひとりが安心して力を発揮できる環境づくりを通じて、「働きやすさ」と「やりがい・成長」を両立させる持続的な人材基盤の確立を目指しています。

①働きやすさの実現

当社では、持続可能な働き方の実現に向けて、労働制度の見直しと労働時間の適正化・削減を最優先の

取り組みと位置づけております。2025年6月期に労働制度運用に関する不備が発覚したことを受け、2026年6月期においては、制度の法令適合性および実態との整合性の確保を軸に、制度設計および運用の再構築を進めております。

また、従来より労働時間の適正化・削減の定着を目指す施策を強化しており、前期における労働時間は全社で前年比6.3%削減となりました。今後も制度運用と連動した業務設計を通じて、さらなる是正を図ってまいります。

加えて、全社生産性向上を目標としたAI・テクノロジーの活用を推進し、現場・管理部門における業務効率化を通じて、働き方改革を加速させております。

さらに、女性社員や若手社員を含む多様な人材が安心して活躍できる環境整備にも注力し、職場の安心・安全と効率性を両立させることで、「働きやすさ」の実現を図ってまいります。

② やりがい・成長の支援

当社では、多様な社員の活躍を支援するため、育成への投資を拡大し、各種OJTやテーマ別・階層別の研修などを強化してまいりました。社員一人ひとりへの活躍環境の提供・成長の支援を行うとともに、給与体系の見直しによって報酬を充実させ、やりがいを感じ続けられる環境を目指すことで、中長期的な事業拡大への人材基盤構築に取り組んでおります。

2026年6月期においては、これらの取り組みを更に強化し、案件の中核を担う人材層の強化と、若手社員の活躍支援を推進するとともに、マネジメント層への研修をより一層充実させ、リーダーとしての知識・スキル・意識の向上に取り組んでまいります。社員一人ひとりのやりがいと成長への支援を通じ、定着率の維持・向上とともに、中長期的な組織力の向上を図ります。

③ 意識・文化の変革

経営層・管理職・従業員、各層への研修強化をはじめとした意識・文化の変革に取り組み、社員一人ひとりの「働きやすさ」と「やりがい・成長」を支える実効力の高い組織環境を目指してまいります。

2026年6月期においては、制度や規程の改定とあわせて、その趣旨や目的に対する理解を深めるための研修や社内協議の場の設置を進めてまいります。また、業務慣習の見直しを図り、各部門のマネジメントリーダーと連携して、週単位でのマネジメント実態を見直す定期的なミーティングを実施するなど、制度と運用の整合性を高める仕組みづくりにも注力しております。

また、働きやすさの実現と生産性向上の両立に向けて、AI・テクノロジーの活用を中核施策として推進しております。2026年6月期には、社内研修等を通じたリテラシー向上を図り、社員による業務活用および各社員の習得状況のモニタリングによる活用拡大を全社的に進めております。営業資料や企画原稿の作成、管理業務の効率化など、現場・管理部門の双方で実践が広がっており、労働時間の削減と業務品質の向上によって、全社的な生産性の向上を目指してまいります。生産性向上とともにリソースシフトによる既存事業の競争力強化、あらたな成長領域の開拓・育成の実現により持続的な成長を目指してまいります。

今後も、当社のパーパスである「新しい時代の体験を創る」の実現に向けて、持続的な成長と企業価値の向上の実現を図ってまいります。

(8) 主要な事業内容 (2025年6月30日現在)

当社グループでは、主要な業務を「リアルイベント」「ハイブリッドイベント」「統合プロモーション」と分類しており、これらのプランニング・プロデュース業務を行っております。

①リアルイベント

街頭イベントやポップアップショップ、PR発表会、展示会、国際的イベントなど、リアル領域で行われるイベントを指します。

②ハイブリッドイベント

オンライン環境で視聴・参加できるイベントを指し、オンライン上のみで展開されるものと、リアルとオンラインを組み合わせたイベントを指します。

③統合プロモーション

リアルイベント、デジタルコンテンツ、TVCMを含む動画、SNS、デジタル広告、PRといったリアルとデジタルの様々な手法を組み合わせて実施する業務を「統合プロモーション」と呼び、当社グループで企画・制作をワンストップで行っております。

(9) 主要拠点等 (2025年6月30日現在)

本 社 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル
関 西 支 社 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番4号 アクア堂島東館

株式会社ティー・ツー・クリエイティブ

本 社 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル

株式会社モット

本 社 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル

Qetic株式会社

本 社 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル

(10) 使用人の状況 (2025年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
302名 (18名)	39名増 (5名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、契約社員、アルバイト、臨時的な出向者等の臨時雇用者数は年間の平均人員を () 外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
219名 (14名)	19名増 (6名増)	31.6歳	5.8年

(注) 使用人数は就業人員であり、契約社員、アルバイト、臨時的な出向者等の臨時雇用者数は年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(11) 主要な借入先の状況 (2025年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	226百万円
株式会社三菱UFJ銀行	175
株式会社三井住友銀行	175

(注) 2025年6月30日現在の借入残高が、100百万円以上の金融機関を記載しております。

Ⅱ 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年6月30日現在)

① 発行可能株式総数	120,000,000株
② 発行済株式の総数	48,969,096株
③ 株 主 数	18,233名
④ 大 株 主	

株 主 名	株 式 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,508千株	13.44%
真 木 勝 次	3,942	9.62
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,953	4.77
ラ イ ク 株 式 会 社	1,040	2.54
今 津 秀	540	1.32
佐 竹 一 郎	530	1.29
テ ー オ ー グ ブ リ ュ ー 従 業 員 持 株 会	429	1.05
小 山 俊 哉	392	0.96
小 林 雄 二	378	0.92
舛 森 丈 人	373	0.91

- (注) 1. 当社は、自己株式7,978,812株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 2025年5月22日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が2025年5月15日現在で2,934千株(保有割合5.99%)を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	145,000株	4名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	—	—
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「(4) 会社役員の状況④取締役の報酬等」に記載しております。

(3) 新株予約権等の状況 (2025年6月30日現在)

- ① 当社役員が保有している新株予約権の状況
事業年度末における当社役員の新株予約権等の保有状況

	第8回A号新株予約権
株主総会の決議日	2013年9月25日
目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	無償
株式の払込金額	100円 (1株当たり0.25円)
新株予約権の数	170個 (新株予約権1個につき400株)
目的となる株式の数	68,000株
行使期間	2016年10月1日から 2033年9月30日まで

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	170個	68,000株	1名

- (注) 1. 2015年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。
2. 2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(4) 会社役員の状況 (2025年6月30日現在)

① 取締役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村 津 憲 一	アカウントサービス室管掌兼コーポレート室管掌
常務取締役兼執行役員	市 川 公 彦	業務統括本部長兼パブリックアカウント室担当役員兼エリア室管掌 (株)ティー・ツー・クリエイティブ 代表取締役社長
取締役兼執行役員グループCHRO	雨 宮 淳 平	第三本部長兼HR室長兼コーポレート室担当役員 (株)ティー・ツー・クリエイティブ 取締役
取締役兼執行役員	舩 森 丈 人	管理本部長 (株)ティー・ツー・クリエイティブ 取締役管理部長 (株)エスピー・リング東京 社外取締役
取 締 役	柳 澤 大 輔	(株)カヤック 代表取締役CEO (株)カヤックゼロ 取締役 琉球フットボールクラブ(株) 代表取締役 (株)リビングハウス 社外取締役 (株)フィル・カンパニー 社外取締役
取締役 (監査等委員)	萩 原 新太郎	芝綜合法律事務所 パートナー弁護士 特定非営利活動法人 地球環境経済研究機構 副理事長
取締役 (監査等委員)	今 西 由 加	キュリオジャパン(株) 代表取締役社長 一般社団法人One Young World Japan Committee 理事
取締役 (監査等委員)	吉 川 友 貞	(株)エスユーエス 取締役副社長 プライムロード(株) 代表取締役社長 (株)クロスリアリティ 取締役 KLab(株) 社外取締役 NSグループ(株) 社外取締役 京都大学大学院医学研究科 非常勤講師/産学連携フェロー

- (注) 1. 取締役の柳澤大輔氏、萩原新太郎氏、今西由加氏、吉川友貞氏は、社外取締役であります。
2. 吉川友貞氏は、CFOとしての長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、内部統制システムを活用した監査を行うという監査等委員会の制度趣旨から、常勤の監査等委員を選定しておりません。なお、監査等委員会の事務局を管理本部に設置し、同委員会の職務の補助にあたらせております。
4. 当社は、取締役の柳澤大輔氏、萩原新太郎氏、今西由加氏、吉川友貞氏を独立役員として指定し、東京証券取引所へ届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）の、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）」を決議いたしました。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

監査等委員でない取締役に対する報酬等は、基本報酬としての「固定報酬」、業績連動型報酬の「役員賞与」、譲渡制限付株式報酬及び株式報酬型ストックオプションで構成されており、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬としての「固定報酬」のみ支払うことといたします。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、分掌業務及び同種・同規模の他社との比較、従業員給与との均衡等を考慮し、取締役個人の前年度の会社に対する貢献度及び会社の業績等を勘案し決定いたします。

監査等委員である取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、監査等委員である取締役の協議により、監査等委員会にて決定しております。

c. 業績連動型報酬並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動型報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、「連結経常利益」を指標とし、当社の目標連結経常利益に業績連動型報酬の予定額を加算し、控除前に引き直した金額を基礎として、その目標達成率（額）に応じて個人別の業績連動型報酬額を算定し、毎年9月の株主総会後に支給いたします。なお、当事業年度における連結経常利益の実績（業績連動型報酬の実績額を加算し、控除前に引き直した金額）は22億15百万円であります。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬及び株式報酬型ストックオプションとし、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2020年9月25日開催の株主総会で決議いただいた年額200,000千円の範囲内で支給いたします。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名（うち、社外取締役1名）となっております。

d. 金銭報酬の額、業績連動型報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬、役員賞与、譲渡制限付株式報酬及び株式報酬型ストックオプションの額の割合に関しては、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合とすることを方針といたします。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

金銭報酬の個人別の報酬額については、報酬限度額（年額600,000千円）内かつ職位ごとに定めた金額の範囲で代表取締役社長が業績や責任に応じて試算し、社外取締役及び取締役の検討を経て取締役会にて決定いたします。なお、業績連動型報酬は算定式に従った金額を取締役会で決議し、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議いたします。

□. 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	173,178 (6,000)	112,200 (6,000)	20,973 (-)	31,094 (-)	8,910 (-)	5 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	20,400 (20,400)	20,400 (20,400)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 （うち社外取締役）	193,578 (26,400)	132,600 (26,400)	20,973 (-)	31,094 (-)	8,910 (-)	8 (4)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年9月26日開催の第41期定時株主総会において業績連動型報酬を含め年額600,000千円（うち社外取締役分は20,000千円）と決議いただいております。また、当該報酬限度額のうち年額200,000千円を株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の報酬額とすることを決議いただいております。更に、2020年9月25日開催の第44期定時株主総会において、従来の株式報酬型ストックオプションに関する報酬枠（200,000千円）の範囲内で、譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬を支給することを決議いただいております。なお、株式報酬型ストックオプション及び譲渡制限付株式報酬制度については社外取締役は対象者に含めておりません。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名（うち、社外取締役の員数は1名）であります。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年9月25日開催の第39期定時株主総会において年額36,000千円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。
3. 業績連動報酬等は役員賞与であり、連結経常利益の目標値に対する達成度合いを加味して支給しております。
4. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
5. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職状況

- ・取締役柳澤大輔氏は、株式会社カヤックの代表取締役CEO、株式会社カヤックゼロの取締役及び琉球フットボールクラブ株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、株式会社カヤックとの間には取引関係がありますが、その取引金額は軽微であります。また、株式会社カヤックゼロ及び琉球フットボールクラブ株式会社は当社と取引関係がありません。更に、株式会社リビングハウスの社外取締役及び株式会社フィル・カンパニーの社外取締役を兼務しております。なお、株式会社リビングハウス及び株式会社フィル・カンパニーは当社と取引関係がありません。
- ・取締役（監査等委員）萩原新太郎氏は、芝綜合法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、当社は、芝綜合法律事務所との間には特別の関係はありません。更に、特定非営利活動法人地球環境経済研究機構の副理事長を兼務しております。なお、当社との特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）今西由加氏は、キュリオジャパン株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は、キュリオジャパン株式会社と顧問契約を結んでおります。更に、一般社団法人One Young World Japan Committeeの理事を兼務しております。なお、当社は、一般社団法人One Young World Japan Committeeとの間には取引関係がありますが、その取引金額は軽微であります。
- ・取締役（監査等委員）吉川友貞氏は、株式会社エスユーエスの取締役副社長、プライムロード株式会社の代表取締役社長及び株式会社クロスリアリティの取締役を兼務しております。なお、株式会社エスユーエス、プライムロード株式会社、及び株式会社クロスリアリティは当社と取引関係がありません。また、KLab株式会社及びNSグループ株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、KLab株式会社及びNSグループ株式会社は当社と取引関係がありません。更に、京都大学大学院医学研究科非常勤講師及び産学連携フェローを兼務しております。なお、当社との特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役は、取締役会への参加はもちろんのこと、取締役会決議事項の事前審議の場であり、実務レベルの情報が吸収できる執行役員も参加する役員ミーティングにも参加し、公平中立な立場から適宜発言を行っております。

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	柳 澤 大 輔	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全回に出席し、デジタルコンテンツ事業経営の豊富な知見に基づき、当社のデジタル・体験デザイン領域並びに企業経営全般に関し、適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員）	萩 原 新太郎	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全回、監査等委員会13回のうち全回に出席し、弁護士としての専門的見地から、当社の法務・リスク領域に関し、適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員）	今 西 由 加	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全回、監査等委員会13回のうち全回に出席し、様々な企業でのマーケティング経験やグローバル視点でのダイバーシティ促進や人材育成等の豊富な知見に基づき、当社の企業経営や人材育成全般に関し、適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員）	吉 川 友 貞	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全回、監査等委員会13回のうち全回に出席し、新規事業の立ち上げや会社経営のほか長年のCFOとしての業務経験を踏まえた見地から、当社の財務会計並びに企業経営全般に関し、適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

(5) 会計監査人の状況 (2025年6月30日現在)

① 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,917千円
・当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	27,917

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、取締役(監査等委員)全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した取締役(監査等委員)は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

イ. 処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ. 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部(監査業務に係る審査)に関与することの禁止 3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。)

ハ. 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【内部統制システム基本方針について】

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役並びに使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重した行動をとるためのコンプライアンス体制の整備については、取締役会の直属機関である「コンプライアンス委員会」により、その構築・徹底・推進を図るとともに、「コンプライアンス基本方針」を定め、啓蒙活動を実施するものとする。更に、疑義ある行為について当社及び当社子会社の取締役並びに使用人が社内の通報窓口、又は社外の弁護士を通じて会社に通報できる内部通報制度を活用するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査等委員は、それらの情報を閲覧できるものとする。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社の業務執行に係るリスクについては、リスク管理規程に基づき、取締役会の直属機関である「コンプライアンス委員会」により、予見されるリスクの分析と識別を行い、各部門のリスク管理の状況を把握し、その結果を取締役に報告するものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回定例的に、また必要に応じ臨時的に開催するものとする。

その他、取締役及び執行役員会議体として「役員ミーティング」を原則月2回開催し、取締役会決議事項以外の事項を協議するとともに、取締役会決議事項の事前審議を行うものとする。

ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行の責任者及びその責任、執行手続の詳細については、既に制定されている組織規程、業務分掌規程、職務権限規程によるものとする。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社における内部統制システムを構築し、当社及びグループ会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化等が効率的に行われる体制を整備する。また、当社グループにおける法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し是正することを目的として、内部通報制度の範囲を当社グループ全体とする。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、取締役会は監査等委員と協議のうえ、監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性と、当該使用人に対する監査等委員会からの指示の実効性を確保していくものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 当社及び当社子会社の取締役並びに使用人は当社及びグループ会社の業務の進行状況又は業績に与える重要な事項について取締役会において監査等委員に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反並びに不正行為の事実、又は当社及びグループ会社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に係わらず、監査等委員は必要に応じて、当社及び当社子会社の取締役並びに使用人に対し報告を求めることができるものとする。

ロ. 当社及び当社子会社は、前号の報告及び当社グループ共通の社内通報制度により通報者が通報を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行ってはならない。

ハ. 監査等委員は、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、連携して当社及びグループ会社の監査の実効性を確保するものとする。

ニ. 監査等委員が職務の遂行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員の職務遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理を行うものとする。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ. 当社は、反社会的勢力との関係を遮断するため、「倫理規程」、「コンプライアンス基本方針」等に従い、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除するものとする。

□. 協力機関（外注先）への反社会的勢力に関する情報提供依頼及び誓約書の提出依頼等により、同勢力の排除に向けた協力体制を継続するものとする。

ハ. 反社会的勢力との関係について取締役及び使用人に疑義ある行為があった場合、又は同勢力から不当要求等があった場合は、内部通報制度により社内の通報窓口、又は社外の弁護士を通じて会社に通報するものとする。

二. 販売先、外注先、経費支出先、仕入先、株主等の、新聞記事検索や信用調査機関による調査、インターネット検索エンジンによる検索を、定期的を実施することにより、ステークホルダーに反社会的勢力が関わっていないことを確認するものとする。

⑨ 内部統制システム基本方針の運用状況の概要について

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

イ. ③に記載の「コンプライアンス委員会」を毎月1回開催し、ビジネス・コンプライアンス委員会、安全管理委員会、情報セキュリティ管理委員会等の各責任者から報告を受け、適宜解決策等を討議し、必要に応じて、取締役会等に報告することとしております。

□. ④イに記載の「取締役会」「役員ミーティング」において、経営課題の把握と対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について討議を行うとともに、情報の共有化を図っております。

ハ. 監査等委員会を毎月1回開催し、適宜情報交換を行っております。また、監査等委員は当社グループ企業を含む取締役会、役員ミーティング、ビジネス・コンプライアンス委員会等重要な会議に出席し、監査の実効性の向上を図っております。

二. 内部監査室において、当社及び当社子会社における内部統制システムの運用状況について開示すべき重要な不備がないかのモニタリングを行い、また、各年度の内部統制システムの運用の最終評価をしております。また、毎月1回内部監査報告会を開催し、内部監査の実施状況を社長に報告し、必要に応じて対策を討議しております。この会議には監査等委員も参加しており、業務執行部門の監査状況の把握をしております。

連結貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,255,082	流 動 負 債	3,880,050
現金及び預金	8,128,004	買掛金	1,595,965
電子記録債権	57,428	短期借入金	525,000
受取手形、売掛金及び契約資産	3,654,751	1年内返済予定の長期借入金	16,706
未成業務支出金	114,009	未払法人税等	352,456
未収入金	19,499	賞与引当金	31,475
前払費用	270,114	労務関連引当金	580,000
その他	11,323	その他	778,446
貸倒引当金	△48	固 定 負 債	447,457
固 定 資 産	1,964,430	長期借入金	71,483
有 形 固 定 資 産	214,015	退職給付に係る負債	308,854
建物	111,249	役員退職慰労引当金	44,560
工具、器具及び備品	102,766	その他	22,560
無 形 固 定 資 産	145,465	負 債 合 計	4,327,507
投 資 そ の 他 の 資 産	1,604,948	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,072,597	株 主 資 本	9,418,711
保険積立金	19,765	資本金	948,994
繰延税金資産	290,672	資本剰余金	1,286,974
敷金及び保証金	193,123	利益剰余金	8,973,272
その他	28,789	自己株式	△1,790,530
		その他の包括利益累計額	462,826
		その他有価証券評価差額金	462,826
		新 株 予 約 権	10,467
		純 資 産 合 計	9,892,005
資 産 合 計	14,219,513	負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,219,513

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書
 (2024年7月1日から
 2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		17,782,855
売上原価		14,599,161
売上総利益		3,183,694
販売費及び一般管理費		1,030,773
営業利益		2,152,920
営業外収益		
受取利息及び配当金	32,961	
持分法による投資利益	11,279	
その他営業外収益	3,817	48,058
営業外費用		
支払利息	5,160	
譲渡制限付株式関連費用	1,182	
その他営業外費用	418	6,760
経常利益		2,194,218
特別利益		
固定資産売却益	540	540
特別損失		
固定資産除却損	3,283	
労務関連費用	580,000	583,283
税金等調整前当期純利益		1,611,475
法人税、住民税及び事業税		664,285
法人税等調整額		△185,012
当期純利益		1,132,201
親会社株主に帰属する当期純利益		1,132,201

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024 年 7 月 1 日から
2025 年 6 月 30 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	948,994	1,247,422	8,432,833	△1,876,526	8,752,724
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△591,762		△591,762
親会社株主に帰属する当期純利益			1,132,201		1,132,201
自 己 株 式 の 取 得				△19	△19
自 己 株 式 の 処 分		39,552		86,016	125,568
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	39,552	540,439	85,996	665,987
当 期 末 残 高	948,994	1,286,974	8,973,272	△1,790,530	9,418,711

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	539,161	539,161	10,467	9,302,353
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△591,762
親会社株主に帰属する当期純利益				1,132,201
自 己 株 式 の 取 得				△19
自 己 株 式 の 処 分				125,568
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△76,335	△76,335	-	△76,335
当 期 変 動 額 合 計	△76,335	△76,335	-	589,652
当 期 末 残 高	462,826	462,826	10,467	9,892,005

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	株式会社ティー・ツー・クリエイティブ 株式会社モット Qetic株式会社

当連結会計年度において当社がQetic株式会社の株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度まで連結子会社であった株式会社いろいろは2025年4月15日をもって解散し、2025年6月25日に清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

なお、清算終了までの損益計算書については連結しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数	1社
持分法適用会社の名称	株式会社エスピー・リング東京

3. 連結子会社及び持分法適用会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。また、持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

未成業務支出金…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………

(リース資産を除く)

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物…………… 8年～15年

工具、器具及び備品…………… 3年～15年

ロ. 無形固定資産……………

(リース資産を除く)

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法であります。

ハ. リース資産……………

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ニ. 受注損失引当金

当連結会計年度末に受注している案件のうち、損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

ホ. 労務関連引当金

当連結会計年度に認識した労務管理運用に関する是正措置対応に伴い、一定の解決金及び差額賃金相当の支払が見込まれるものについて、その支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

定額法（5～8年）により償却を行っております。

(6) 重要な収益の計上基準

売上高

当社及び連結子会社の事業は単一セグメントであります。当社及び連結子会社の業務を「リアルイベント」「ハイブリッドイベント」「統合プロモーション」「その他」と分類しております。

リアルとオンラインのハイブリッド型等の配信型イベントについては、特性が実質的に同じであり顧客への移転のパターンが同じである複数の財又はサービスであるため、一連の別個の財又はサービスとして識別しております。

リアルイベントとは実際の会場に集客を行い開催するイベント等となります。このうち広報イベントや街頭イベント等に関しては、イベントが終了した時点で、当該財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、当社及び連結子会社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ポップアップストア等に関しては、当該財又はサービスに対する支配が一定期間にわたり顧客に移転し、当社及び連結子会社の履行義務が充足されることから、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、収益を認識しております。

ハイブリッドイベントとはオンラインとオフラインを融合して期間や日時を限って開催されるイベント等となります。このうちウェビナー等に関しては、イベントが終了した時点で、当該財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、当社及び連結子会社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。オンラインカンファレンスやeスポーツ大会等に関しては、一定期間にわたり当該財又はサービスが顧客に移転し、当社及び連結子会社の履行義務が充足されることから、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、収益を認識しております。

統合プロモーションとはリアルイベントに加えTVCMを含む動画やSNSやデジタル広告を用いるなど、リアルとデジタルを統合して顧客に対して宣伝・広報を行うものとなります。このうち動画制作等に関しては、製品が納品された時点で、当該財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、当社及び連結子会社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。SNSアカウント運用やデジタル広告運用等に関しては、一定期間にわたり当該財又はサービスが顧客に移転し、当社及び連結子会社の履行義務が充足されることから、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、収益を認識しております。

その他は主に事務局運営等であり、一定期間にわたり財又はサービスが顧客に移転されることから、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、収益を認識しております。

一定期間にわたり収益を認識している履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、契約上の総出来高に対する実際出来高の割合（アウトプット法）によっております。

取引価格については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
譲渡制限付株式報酬制度

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び従業員並びに連結子会社の取締役及び従業員に対するインセンティブとして、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限付株式報酬制度に基づき、支給した報酬については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下、「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産

290,672千円

連結貸借対照表には、同一納税主体間の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した金額を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

将来の事業計画により見積られた将来の課税所得に基づき、税効果会計を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。当該課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産及び繰延税金負債に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結注記表「(収益認識に関する注記) 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 (1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

2. 当社グループにおいては、機動的な調達手段の確保により手元流動性を圧縮し、資金効率を高めることを目的として、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	3,050,000千円
借入実行残高	525,000
差引額	2,525,000

3. 有形固定資産の減価償却累計額 252,416千円

4. 損失が見込まれる未成業務支出金と受注損失引当金は相殺表示しております。相殺表示した未成業務支出金に対応する受注損失引当金の額は次のとおりであります。
未成業務支出金 10,597千円

(連結損益計算書に関する注記)

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度増加 株式数 (株)	当連結会計年度減少 株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	48,969,096	—	—	48,969,096
自己株式				
普通株式	8,349,752	13,060	384,000	7,978,812

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加13,060株は譲渡制限付株式報酬における株式の無償取得及び単元未満株式の買取によるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の減少384,000株は譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2024年9月25日 定時株主総会	普通株式	284,335	7.00	2024年6月30日	2024年9月26日
2025年2月13日 取締役会	普通株式	307,427	7.50	2024年12月31日	2025年3月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年9月25日 定時株主総会	普通株式	307,427	利益剰余金	7.50	2025年6月30日	2025年9月26日

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
当社	2013年ストック・オプションとしての新株予約権①	—	—	—	—	—	6,477
	2013年ストック・オプションとしての新株予約権③	—	—	—	—	—	3,990
合計			—	—	—	—	10,467

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、必要資金を主に銀行借入で調達しております。資金運用については、主に流動性の高い短期の預金で行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である電子記録債権、受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的にその保有の妥当性を検証しております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務や借入金などについては、当社グループでは各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日(当期の連結決算日)現在の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません(注3)参照)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	830,854	830,854	—
資産計	830,854	830,854	—

(注1) 現金及び預金、電子記録債権、受取手形、売掛金及び契約資産、未収入金、電子記録債務、買掛金、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 長期借入金については、重要性に乏しいため、記載を省略しております。

(注3) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	241,742

(注4) 有価証券に関する事項

その他有価証券において、種類ごとの取得価額、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額は以下のとおりです。

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	767,061	127,912	639,148
	(2) 債券			
	①国債・地方債	—	—	—
	②社債	10,004	10,000	4
	③その他	—	—	—
	(3) その他	53,574	29,096	24,478
	小計	830,639	167,009	663,630
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	214	260	△45
	(2) 債券			
	①国債・地方債	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	214	260	△45
	合計	830,854	167,269	663,585

(注5) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
現金及び預金	8,128,004	—	—	—
電子記録債権	57,428	—	—	—
売掛金	3,558,136	—	—	—
未収入金	19,499	—	—	—
合計	11,763,069	—	—	—

(注6) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
短期借入金	525,000	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内返済予定のものを含む)	16,706	19,363	16,761	20,437	14,920	—
合計	541,706	19,363	16,761	20,437	14,920	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	767,276	—	—	767,276
社債	—	10,004	—	10,004
その他	—	53,574	—	53,574
資産計	767,276	63,578	—	830,854

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	イベント・プロモーション事業
一時点で移転される財又はサービス	11,977,218
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	5,805,636
顧客との契約から生じる収益	17,782,855
その他の収益	—
外部顧客への売上高	17,782,855

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等) 4. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益の計上基準」に記載しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 売掛金	3,558,136
契約資産	96,614
契約負債	120,395

契約資産はイベント・プロモーション事業において、進捗度に応じて収益を認識することにより計上した対価に対する権利として認識しており、対価に対する権利が無条件となった時点で債権に振り替えられます。

当連結会計年度の契約資産の残高に重要な変動はありません。

契約負債はイベント・プロモーション事業における顧客からの前受金(未成業務受入金)であります。顧客からの前受金の受領により増加し、収益の認識に伴い取り崩すことにより減少いたします。なお、契約負債は連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、45,877千円であります。また、当連結会計年度の契約負債の残高に重要な変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、個別の契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

241円07銭

2. 1株当たり当期純利益

27円72銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,983,743	流動負債	3,511,686
現金及び預金	7,126,630	買掛金	1,069,607
電子記録債権	57,428	関係会社買掛金	827,867
売掛金	3,329,851	短期借入金	300,000
契約資産	96,614	未払金	173,897
未成業務支出金	76,268	未払法人税等	199,162
未収入金	32,460	未払費用	259,264
前払費用	256,319	未成業務受入金	108,059
その他の金	8,218	預り金	15,760
貸倒引当金	△48	未払消費税等	66,582
固定資産	2,091,429	賞与引当金	25,145
有形固定資産	193,371	労務関連引当金	466,337
建物	102,897	固定負債	286,122
工具、器具及び備品	90,473	退職給付引当金	243,783
無形固定資産	14,179	役員退職慰労引当金	34,770
電話加入権	2,652	その他の	7,568
ソフトウェア	11,526	負債合計	3,797,809
投資その他の資産	1,883,878	純資産の部	
投資有価証券	1,008,519	株主資本	8,804,777
関係会社株	241,500	資本金	948,994
長期貸付	222,500	資本剰余金	1,278,471
会費	27,673	資本準備金	1,027,376
保険積立	19,655	その他資本剰余金	251,094
繰延税金資産	171,149	自己株式処分差益	259,597
敷金及び保証金	192,844	その他資本剰余金	△8,502
その他	35	利益剰余金	8,367,840
		利益準備金	22,845
		その他利益剰余金	8,344,995
		別途積立金	7,000,000
		繰越利益剰余金	1,344,995
		自己株式	△1,790,530
		評価・換算差額等	462,120
		その他有価証券評価差額金	462,120
		新株予約権	10,467
資産合計	13,075,173	純資産合計	9,277,364
		負債・純資産合計	13,075,173

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,640,876
売上原価	13,513,111
売上総利益	2,127,764
販売費及び一般管理費	933,517
営業利益	1,194,247
営業外収益	
受取利息及び配当金	586,525
その他営業外収益	15,655
営業外費用	
支払利息	2,557
譲渡制限付株式関連費用	1,182
その他営業外費用	417
経常利益	1,792,270
特別利益	
固定資産売却益	394
特別損失	
固定資産除却損	3,283
子会社清算損	12,705
労務関連費用	466,337
税引前当期純利益	1,310,337
法人税、住民税及び事業税	354,000
法人税等調整額	△158,506
当期純利益	1,114,844

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
						別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	948,994	1,027,376	211,542	1,238,919	22,845	6,500,000	1,321,914	7,844,759
当 期 変 動 額								
別途積立金の積立						500,000	△500,000	—
剰 余 金 の 配 当							△591,762	△591,762
当 期 純 利 益							1,114,844	1,114,844
自己株式の取得								
自己株式の処分			39,552	39,552				
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	39,552	39,552	—	500,000	23,081	523,081
当 期 末 残 高	948,994	1,027,376	251,094	1,278,471	22,845	7,000,000	1,344,995	8,367,840

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△1,876,526	8,156,147	539,161	539,161	10,467	8,705,775
当 期 変 動 額						
別途積立金の積立		—				—
剰 余 金 の 配 当		△591,762				△591,762
当 期 純 利 益		1,114,844				1,114,844
自己株式の取得	△19	△19				△19
自己株式の処分	86,016	125,568				125,568
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			△77,041	△77,041	—	△77,041
当 期 変 動 額 合 計	85,996	648,630	△77,041	△77,041	—	571,588
当 期 末 残 高	△1,790,530	8,804,777	462,120	462,120	10,467	9,277,364

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの…………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法
- (3) 棚卸資産
未成業務支出金…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産…………… 定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 8年～15年
工具、器具及び備品 3年～15年
- (2) 無形固定資産…………… ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法であります。
- (3) リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の金額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) 受注損失引当金
当事業年度末に受注している案件のうち、損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
- (6) 労務関連引当金
当事業年度に認識した労務管理運用に関する是正措置対応に伴い、一定の解決金及び差額賃金相当の支払が見込まれるものについて、その支給見込額を計上しております。

4. 収益の計上基準

売上高

当社の事業は単一セグメントであります。当社の業務を「リアルイベント」「ハイブリッドイベント」「統合プロモーション」「その他」と分類しております。

リアルとオンラインのハイブリッド型等の配信型イベントについては、特性が実質的に同じであり顧客への移転のパターンが同じである複数の財又はサービスであるため、一連の別個の財又はサービスとして識別しております。

リアルイベントとは実際の会場に集客を行い開催するイベント等となります。このうち広報イベントや街頭イベント等に関しては、イベントが終了した時点で、当該財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ポップアップストア等に関しては、当該財又はサービスに対する支配が一定期間にわたり顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、収益を認識しております。

ハイブリッドイベントとはオンラインとオフラインを融合して期間や日時を限って開催されるイベント等となります。このうちウェビナー等に関しては、イベントが終了した時点で、当該財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。オンラインカンファレンスやeスポーツ大会等に関しては、一定期間にわたり当該財又はサービスが顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、収益を認識しております。

統合プロモーションとはリアルイベントに加えTVCMを含む動画やSNSやデジタル広告を用いるなど、リアルとデジタルを統合して顧客に対して宣伝・広報を行うものとなります。このうち動画制作等に関しては、製品が納品された時点で、当該財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。SNSアカウント運用やデジタル広告運用等に関しては、一定期間にわたり当該財又はサービスが顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、収益を認識しております。

その他は主に事務局運営等であり、一定期間にわたり財又はサービスが顧客に移転されることから、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、収益を認識しております。

一定期間にわたり収益を認識している履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、契約上の総出来高に対する実際出来高の割合（アウトプット法）によっております。

取引価格については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

譲渡制限付株式報酬制度

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び従業員並びに連結子会社の取締役及び従業員に対するインセンティブとして、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限付株式報酬制度に基づき、支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

171,149千円

貸借対照表には、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した金額を計上しております。

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 当社においては、機動的な調達手段の確保により手元流動性を圧縮し、資金効率を高めることを目的として、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額

2,650,000千円

借入実行残高

300,000

差引額

2,350,000

2. 有形固定資産の減価償却累計額

207,614千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権

14,968千円

長期金銭債権

222,500千円

短期金銭債務

5,963千円

4. 損失が見込まれる未成業務支出金と受注損失引当金は相殺表示しております。相殺表示した未成業務支出金に対応する受注損失引当金の額は次のとおりであります。

未成業務支出金

5,681千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

(営業取引)

売上高

13,082千円

売上原価 (外注費)

4,119,256千円

販売費及び一般管理費

3,201千円

(営業外取引)

受取利息及び配当金

553,963千円

業務受託手数料

13,320千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	8,349,752	13,060	384,000	7,978,812

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加13,060株は譲渡制限付株式報酬における株式の無償取得及び単元未満株式の買取によるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の減少384,000株は譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
会員権評価損	16,504千円
投資有価証券評価損	10,402
賞与引当金	7,699
労務関連引当金	142,792
役員退職慰労引当金	10,959
未払事業税	13,112
退職給付引当金	76,840
未払賞与	49,924
その他	91,499
繰延税金資産小計	419,735
評価性引当額	△40,084
繰延税金資産合計	379,651
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	208,501
繰延税金負債合計	208,501
繰延税金資産の純額	171,149

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差額の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費	0.7
受取配当金	△13.1
住民税均等割	0.4
税率変更による期末繰延税金資産の増減	△0.3
税額控除	△3.5
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。

これに伴い、2026年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この実効税率の変更に伴う影響は軽微であります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 主として、事務用機器であります。

② リース資産の減価償却の方法

個別注記表「(重要な会計方針に係る事項) 2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 ティーツー・ クリエイティブ	所有 直接100.0%	イベントの制作・ 運営・演出業務の 請負	イベントの制作・ 運営・演出業務の 請負	3,757,360	関係会社 買掛金	805,726
				受 取 配 当 金	552,372	—	—
子会社	株式会社 モット	所有 直接100.0%	映像制作業務の 請負	資金の貸付	—	長期貸付金	112,500
子会社	Qetic株式会社	所有 直接100.0%	デジタルコンテ ンツの企画制 作・運用業務の 請負	資金の貸付	110,000	長期貸付金	110,000

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

案件ごとに価格交渉のうえ、取引条件を決定しております。また、資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に利率を決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	村 津 憲 一	—	—	当社代表 取締役社長	被所有 直接0.87%	—	譲渡制限付 株式の付与	19,620	—	—
役員	市 川 公 彦	—	—	当社 常務取締役	被所有 直接0.55%	—	譲渡制限付 株式の付与	11,445	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。自己株式の処分価額は、2024年10月11日(取締役会決議日の直前営業日)の東京証券取引所スタンダード市場における、当社の普通株式の終値である327円としております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(収益認識に関する注記)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

226円08銭

2. 1株当たり当期純利益

27円29銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月20日

株式会社テー・オー・ダブリュー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 康之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 忠津 正明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テー・オー・ダブリューの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テー・オー・ダブリュー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月20日

株式会社テー・オー・ダブリュー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 康之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 忠津 正明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テー・オー・ダブリューの2024年7月1日から2025年6月30日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月22日

株式会社テー・オー・ダブリュー監査等委員会

監査等委員 萩原 新太郎 ㊟

監査等委員 今西 由加 ㊟

監査等委員 吉川 友貞 ㊟

(注) 監査等委員萩原新太郎、今西由加及び吉川友貞は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への配当の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。このような方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当及び剰余金の処分をさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7.5円とさせていただきますと存じます。
なお、この場合の配当総額は307,427,130円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年9月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 300,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 300,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名は任期満了となりま
すので、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。


なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、反対等の意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	 <p>村 津 憲 一 (1977年1月31日生)</p>	2000年4月 当社入社 2006年7月 第一本部村津チームリーダー 2012年7月 第一本部副本部長兼村津チームリーダー 2013年7月 執行役員第一本部長 2015年7月 執行役員第一本部長 兼インタラクティブプロモーション室（I P室）担当役員 2015年9月 取締役兼執行役員第一本部長兼I P室担当役員 2016年9月 常務取締役兼執行役員第一本部長兼I P室担当役員 2017年7月 常務取締役兼執行役員第一本部長兼体験デザイン本部長 2019年1月 専務取締役兼執行役員営業統括兼体験デザイン本部長 2020年1月 代表取締役副社長兼COO 2022年1月 代表取締役社長（現任）	356,500株
(取締役候補者とする理由) 村津憲一氏は、当社グループ内で、営業、企画、デジタル、経営企画領域における豊富な経験と幅広い見識を有し、2022年1月より当社の代表取締役社長を務めており、当社グループにおける持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
2	 <p>雨 宮 淳 平 (1979年4月12日生)</p>	2006年12月 当社入社 2011年7月 第一本部雨宮チームリーダー 2013年7月 第一本部統括チームリーダー兼雨宮チームリーダー 2017年7月 第一本部副本部長補佐兼体験デザイン本部インタラクティブプロモーション室（I P室）室長 2018年7月 体験デザイン本部副本部長兼I P室長 2019年1月 執行役員第三本部副本部長兼体験デザイン本部副本部長 2020年1月 執行役員第三本部長 2020年7月 (株)ティー・ツー・クリエイティブ 取締役（現任） 2020年9月 当社取締役兼執行役員第三本部長 2023年7月 取締役兼執行役員第三本部長兼アカウントサービス室管掌 2024年7月 取締役兼執行役員グループCHRO第三本部長兼HR室長兼コーポレート室担当役員 2025年7月 代表取締役副社長兼チーフガバナンスオフィサー兼グループCHRO（現任） [重要な兼職の状況] (株)ティー・ツー・クリエイティブ 取締役	132,800株
(取締役候補者とする理由) 雨宮淳平氏は、当社グループ内で、営業、制作業務のほか、人材関連を担当するなど豊富な経験と幅広い見識を有し、2020年9月より当社の取締役を務めております。また、2024年7月からはグループCHROを務め、HR室長及びコーポレート室の担当役員を兼任しており、当社の人的資本に対して取り組んでまいりました。2025年7月より代表取締役副社長兼チーフガバナンスオフィサーに就任し、コーポレートガバナンス体制の再構築と経営基盤の強化に取り組んでおり、当社グループにおける持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	 <p data-bbox="276 476 423 503">市川 公彦</p> <p data-bbox="252 518 447 541">(1969年5月10日生)</p>	<p>2004年8月 当社入社</p> <p>2006年7月 第一本部市川チームリーダー</p> <p>2013年7月 第一本部統括チームリーダー兼市川チームリーダー</p> <p>2016年7月 第一本部副本部長</p> <p>2017年7月 執行役員第一本部副本部長 (株)ティー・ツー・クリエイティブ 取締役</p> <p>2019年1月 当社執行役員第一本部長兼体験デザイン本部副本部長</p> <p>2019年7月 執行役員第一本部長</p> <p>2019年9月 取締役兼執行役員第一本部長</p> <p>2022年7月 常務取締役兼執行役員業務統括本部長</p> <p>2023年7月 常務取締役兼執行役員業務統括本部長兼第一本部長兼エリア室管掌</p> <p>2025年1月 常務取締役兼執行役員業務統括本部長兼パブリックアカウント室担当役員兼エリア室管掌 (株)ティー・ツー・クリエイティブ 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2025年7月 常務取締役兼執行役員 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 (株)ティー・ツー・クリエイティブ 代表取締役社長</p>	228,000株
<p>(取締役候補者とする理由)</p> <p>市川公彦氏は、営業、制作業務を長年担当するなど豊富な経験を有し、2022年7月より当社の常務取締役として業績管理、収益力向上に携わるほか、当社グループ内でビジネス・コンプライアンス領域や情報セキュリティ管理を牽引しております。また、2017年7月より100%連結子会社である(株)ティー・ツー・クリエイティブの取締役に務めており、2025年1月より同社の代表取締役社長に就任しております。当社グループにおける持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと判断したため、引き続き取締役にとしての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	 <p data-bbox="276 491 424 521">ますもり たけひと 舛森 丈人</p> <p data-bbox="254 536 447 567">(1960年3月6日生)</p>	<p>1982年4月 丸紅エネルギー(株)入社 1990年10月 (株)丹青社入社 2003年10月 当社入社 2006年7月 S P戦略本部長 2006年9月 取締役S P戦略本部長 2009年7月 取締役兼執行役員第二本部長 2010年7月 執行役員エリア本部長 2011年7月 執行役員第二本部長 2011年9月 取締役兼執行役員第二本部長 2013年4月 取締役兼執行役員第二本部長兼関西支社長 2017年7月 執行役員第一本部外森チーム長 2019年1月 執行役員第一本部副本部長 2019年7月 執行役員アカウントサービス室担当 2021年7月 執行役員管理本部長 (株)ティー・ツー・クリエイティブ 取締役管理部長 (現任) 2021年9月 当社取締役兼執行役員管理本部長 2025年7月 取締役兼執行役員CFO兼管理本部長 (現任) 【重要な兼職の状況】 (株)ティー・ツー・クリエイティブ 取締役管理部長 (株)エスピー・リング東京 社外取締役</p>	373,600株
<p>(取締役候補者とする理由)</p> <p>舛森丈人氏は、これまで当社グループ内において営業、制作業務に携わっており、豊富な経験と見識、業界の幅広い知見を有しております。2021年9月に取締役として管理本部長に就任以降、部門における執行体制強化のほか、財務会計、法務及びリスク管理、IR等において尽力しており、2025年7月よりCFOを務めております。当社グループにおける持続的な成長と企業価値向上の実現に資することができるものと判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	 <p data-bbox="276 470 423 503">やなぎさわ だいいすけ 柳澤大輔</p> <p data-bbox="250 518 449 541">(1974年2月19日生)</p>	<p data-bbox="480 190 1052 662"> 1998年8月 (資)カヤック設立 代表取締役 2005年1月 (株)カヤック設立 代表取締役 2014年12月 (株)カヤック (東証マザーズ上場) 代表取締役CEO (現任) 2015年9月 当社社外取締役 (現任) 2016年3月 クックパッド(株) 社外取締役 2019年10月 INCLUSIVE(株) 社外取締役 2021年5月 (株)カヤックゼロ設立 代表取締役 2022年11月 (株)リビングハウス 社外取締役 (現任) 2023年2月 (株)フィル・カンパニー 社外取締役 (現任) 2024年4月 琉球フットボールクラブ(株) 代表取締役 (現任) 2025年1月 (株)カヤックゼロ 取締役 (現任) 【重要な兼職の状況】 (株)カヤック 代表取締役CEO (株)カヤックゼロ 取締役 琉球フットボールクラブ(株) 代表取締役 (株)リビングハウス 社外取締役 (株)フィル・カンパニー 社外取締役 </p>	—
<p data-bbox="175 674 692 697">(社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要)</p> <p data-bbox="161 700 1347 802">柳澤大輔氏は、(株)カヤックの創業者であり、同社代表取締役CEOとしてのデジタルコンテンツ事業経営の知見やネットワークは、体験デザイン・プロダクションとして、デジタル領域での競争力強化に注力する当社の事業戦略に活かせるかと判断しました。これらの経験と知見を活かして当社取締役会等において発言、提言を行うことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
 柳澤大輔氏は、(株)カヤックの代表取締役CEO、(株)カヤックゼロの取締役及び琉球フットボールクラブ(株)の代表取締役を兼務し、(株)カヤックは当社と取引関係がありますが、(株)カヤックゼロ及び琉球フットボールクラブ(株)は当社と取引関係がありません。また、柳澤大輔氏は、(株)リビングハウス及び(株)フィル・カンパニーの社外取締役を兼務しておりますが、(株)リビングハウス及び(株)フィル・カンパニーは当社と取引関係がありません。
2. 柳澤大輔氏は社外取締役候補者であり、同氏の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって10年となります。
3. 柳澤大輔氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 社外取締役候補者の選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立性基準を満たす者としております。
5. 柳澤大輔氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を継続する予定であります。
6. 取締役等の選任・指名を行う際の方針と手続
 当社では、取締役として株主からの経営の委任に応え、経営判断能力、先見性、洞察力等に優れ、順法精神、高い倫理観を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を取締役候補者として選定し、社外取締役については、企業経営、マーケティング、人材育成・ダイバーシティ等に関する専門的知見等を有し、幅広い視点から経営に對し的確な提言・助言を行うことのできる方を選任する方針とし、上記の方針に基づき、取締役会において取締役候補者及び社外取締役候補者を決定しております。
7. 当社は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を保険会社との間で締結し、被保険者とその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合 (ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。) の、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。取締役候補者は、D&O保険の被保険者に含まれており、各候補者が選任され、就任した場合には、いずれもD&O保険の被保険者に含まれることとなります。現行のD&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって監査等委員である取締役3名は任期満了となりますので、改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	 <p>よしかわ ともさだ 吉川 友貞 (1966年11月2日生)</p>	<p>1989年4月 東急不動産㈱入社 1999年5月 バブソン大学経営大学院卒業 (MBA) 2000年5月 ㈱サイバード入社 2004年6月 同社取締役副社長 2006年9月 ㈱JIMOS 取締役 2006年10月 ㈱サイバードホールディングス (現㈱サイバード) 上席執行役員 2007年6月 大幸薬品㈱ 取締役 2010年7月 京都大学大学院医学研究科 非常勤講師 (現任) 2013年6月 大幸薬品㈱ 専務取締役 2017年4月 京都大学大学院医学研究科 産学連携フェロー (現任) 2018年3月 KLab㈱ 社外取締役 (現任) 2018年10月 ㈱エスユーエス 執行役員 2019年9月 ㈱クロスリアリティ 取締役 (現任) 2019年12月 ㈱エスユーエス 取締役副社長 (現任) 2021年8月 プライムロード㈱ 代表取締役社長 (現任) 2021年12月 日本セーフティー㈱ 社外取締役 2023年9月 当社取締役 監査等委員 (現任) 2023年12月 NSグループ㈱ 社外取締役 (現任)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 ㈱エスユーエス 取締役副社長 プライムロード㈱ 代表取締役社長 ㈱クロスリアリティ 取締役 KLab㈱ 社外取締役 NSグループ㈱ 社外取締役 京都大学大学院医学研究科 非常勤講師 京都大学大学院医学研究科 産学連携フェロー</p>	—
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要) 吉川友貞氏は、多岐にわたる分野において新規事業の立ち上げや会社経営に携わるほか、CFOとしての長年の業務経験があり、その豊富な経験と幅広い知見は、当社グループにおける持続的な成長と企業価値向上の実現に資するとともに、当社の監査・監督に活かすため、社外取締役として選任をお願いするものであります。当社と吉川友貞氏との間に特別な利害関係はなく、客観的立場からの当社経営の監督及び適切な助言を十分に期待できると判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	 <p>はぎわら しんたろう 萩原新太郎 (1952年1月1日生)</p>	<p>1978年3月 最高裁判所司法研修所修了 弁護士登録 1983年6月 ケンブリッジ大学法学部大学院卒業 1988年2月 芝綜合法律事務所開設 パートナー弁護士 (現任) 2000年9月 当社監査役 2006年12月 特定非営利活動法人地球環境経済研究機構 副理事長 (現任) 2015年9月 当社取締役 監査等委員 2017年1月 取締役 監査等委員長 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 芝綜合法律事務所 パートナー弁護士 特定非営利活動法人地球環境経済研究機構 副理事長</p>	41,600株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要) 萩原新太郎氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かすため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			
3	 <p>いまにし ゆか 今西由加 (1972年12月28日生)</p>	<p>1994年4月 (株)ソニー・ミュージックエンタテインメント入社 洋楽部門プロダクトマネージャー 2003年3月 クラランス(株)入社 コミュニケーションマネージャー 2011年1月 (株)ロッテドットコムジャパン入社 マーケティングマネージャー 2012年11月 トリンプ・インターナショナル・ジャパン(株)入社 デジタルマーケティング&CRM課 マネージャー 2016年1月 キュリオジャパン(株)設立 代表取締役社長 (現任) 2019年12月 一般社団法人One Young World Japan Committee 理事 (現任) 2022年9月 当社取締役 監査等委員 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 キュリオジャパン(株) 代表取締役社長 一般社団法人One Young World Japan Committee 理事</p>	—
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要) 今西由加氏は、これまで様々な企業においてマーケティング部門でのマネージャーを歴任し、またキュリオジャパン(株)の創業者であり、同社代表取締役社長としてグローバル視点で企業のダイバーシティ促進や人材育成にご尽力し、その豊富な経験と幅広い見識は、当社グループにおける持続的な成長と企業価値向上の実現に資するとともに、業務執行の監査・監督が適切有効になされると判断し、これらの経験と知見を活かして当社取締役会等において発言、提言を行うことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
今西由加氏はキュリオジャパン株式会社の代表取締役社長を兼務しており、同社は当社と顧問契約を結んでおります。
更に、一般社団法人One Young World Japan Committeeの理事を兼務しております。なお、同法人は当社と取引関係がありますが、その取引金額は軽微であります。
2. 吉川友貞氏、萩原新太郎氏及び今西由加氏は社外取締役候補者であり、吉川友貞氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。萩原新太郎氏の社外監査役としての在任期間は15年、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって10年となります。
今西由加氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
3. 吉川友貞氏、萩原新太郎氏及び今西由加氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 社外取締役候補者の選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立性基準を満たす者としております。
5. 吉川友貞氏、萩原新太郎氏及び今西由加氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を継続する予定であります。
6. 取締役等の選任・指名を行う際の方針と手続
当社では、社外取締役については、企業経営、法律、財務・会計等に関する専門的知見等を有し、幅広い視点から経営に対する確かな提言・助言を行うことのできる方を選任する方針とし、上記の方針に基づき、取締役会において社外取締役候補者を決定しています。
7. 当社は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）の、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。取締役候補者は、D&O保険の被保険者に含まれており、各候補者が選任され、就任した場合には、いずれもD&O保険の被保険者に含まれることとなります。現行のD&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定です。

【ご参考】取締役のスキルマトリックス（本総会において各取締役候補者が選任された場合）

氏名	役職（予定）	経験・専門性						
		企業経営	財務会計	法務・ リスク管理	業界の知見	営業・ マーケティング	デジタル・ 体験デザイン	人材育成・ ダイバーシティ
村津 憲一	代表取締役社長	●			●	●	●	●
雨宮 淳平	代表取締役副社長				●	●	●	●
市川 公彦	常務取締役				●	●		
舩森 丈人	取締役		●	●	●	●		
柳澤 大輔	社外取締役	●	●	●		●	●	●
吉川 友貞	社外取締役 監査等委員	●	●	●				
萩原 新太郎	社外取締役 監査等委員			●				
今西 由加	社外取締役 監査等委員	●				●		●

（注）本表は各取締役が有する全てのスキルを表すものではありません。

以 上

【株主総会会場ご案内図】

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル 3F
当社会議室



交通手段

東京メトロ日比谷線 神谷町駅 神谷町MTビル出口 徒歩1分
4b出口 徒歩1分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。